

※重要※ 当社で年末調整を受ける方は必ずお読みください

令和7年分 年末調整のご案内

当社の年末調整は「年末調整の申告」と「来年の扶養控除申告」の提出を兼ねています。
来年の扶養控除申告は、令和8年1月～12月にお支払いする給与の所得税の計算に必要な申告です。

- 申告方法・・・当社指定の年末調整WEBシステム（オフィスステーション）で申告
- 申告・提出期限・・・年末調整書類 提出票に記載 ※期限厳守
- 案内書類の発送時期・・・11月中旬～12月上旬にかけて順次発送 ※お手元に届きましたら必ず開封してください

※ 対象の方には案内書類の発送時期に合わせてメールでもご案内予定です

※ 申告期間中は、マイページ内に表示されるバナーからも年末調整WEBシステムへのアクセスが可能です

【年末調整の対象となる方】 ※①～③すべてに該当する方が対象です。

- ① 11月に当社でご就業の方
- ② 11月以降、年内に当社以外での就業が決定していない方
- ③ 12月に当社以外の会社から給与支給がない方

年末調整についてのご質問は
マイページTOPのマイコ、
またはロウムノコトリさんをタップ！



ロウムノコトリさん

△ 下記に該当する場合、年末調整ができません。ご自身で確定申告をお願いします。

- ・ 期限内に当社指定の年末調整WEBシステムより申告が完了していない方
- ・ 令和7年中に当社以外の会社から給与支給があり、その会社の「令和7年分給与所得の源泉徴収票」を期限内に提出できない方

※当社以外からの給与支給があり、その源泉徴収票を提出せずに年末調整を受けた場合、虚偽申告として、指導対象となりますのでご注意ください。

【事前にご確認ください】

▼登録住所をご確認ください。

- ・ 登録住所宛に年末調整のご案内書類をお送りいたしますので、マイページより登録住所をご確認ください。

登録住所にご変更がある場合は、10月27日(月)までにお手続きください。

※変更手続きが遅れた場合、旧住所への発送となりますのでご注意ください。

▼各控除の申告には、控除証明書などの原本提出が必要です。10月中にお手元にご準備ください。

- ・ 前職の収入がある場合・・・前職すべての給与所得の源泉徴収票（ご本人分のみ） ※不足がある場合、年末調整できません。
- ・ 保険料の控除を受ける場合・・・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金保険料等控除証明書等
- ・ 住宅ローン控除を受ける場合・・・①給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
②住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

※全て令和7年分のみ有効、コピー不可

《住宅ローン控除に関する注意点》 ~調査方式を選択された方へ~

一部対象の方について、「証明書方式」ではなく「調査方式」が選択可能となりましたが、当社では電子的控除証明書の受付ができません。
「調査方式」を選択された場合でも、控除に必要な書類は書面でのご提出が必要です。

マイナポータルから取得した電子データはそのままでは使用できませんので、

国税庁が提供する「QRコード付証明書等作成システム」を利用し、印刷したものをご提出ください。

【年末調整の結果について】

■ 源泉徴収票配信日…令和8年1月20日（火）

マイページへ配信いたします。源泉徴収票メニューよりご確認およびダウンロードができます。（印刷も可能です）

■ 還付金振込日…令和8年1月23日（金）

- ・還付金がある方…令和7年12月分給与と合算してお振込みいたします。
- ・不足金がある方…令和7年12月分給与から差し引いてお振込みいたします。